

指定都市市長会活動狀況



平成30年10月30日(火)
指定都市市長会

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 第44回指定都市市長会議 (平成29年12月25日) | |
| (1) 開催概要 | 1 |
| (2) 採択した議案の概要 | 1 |
| (3) 採択した議案についての主要な要請活動 | 2 |
| 2. 指定都市サミット in 札幌 (平成30年5月15日) | |
| (1) 開催概要 | 3 |
| (2) 採択した議案の概要 | 3 |
| (3) 採択した議案についての主要な要請活動 | 4 |
| 3. 第45回指定都市市長会議 (平成30年7月23日) | |
| (1) 開催概要 | 5 |
| (2) 採択した議案の概要 | 5 |
| (3) 採択した議案についての主要な要請活動 | 7 |
| 4. 最近の主要なトピックス | |
| (1) 災害対応法制の見直しについて | 8 |
| (2) 指定都市市長会行動計画に基づく災害対応について | 9 |

1. 第44回指定都市市長会議

（1）開催概要

開催日：平成29年12月25日（月）

会 場：都市センターホテル



（2）採択した議案の概要

①固定資産税における家屋評価の簡素化に関する指定都市市長会提言

家屋評価について、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるように、現行の評価方法自体の見直しも含め検討を行い、資産を適確に評価し、確実に簡素化を図ること等について、国に提言することを採択した。

②「意欲のある全ての者への学習機会の確保」に関する指定都市市長会要請

学校を「学校・家庭・地域を結びつけるプラットフォーム」、「貧困の連鎖を防ぐための教育支援のプラットフォーム」と明確に位置付けるとともに、その機能を十分に発揮させるため、学校施設の活用や必要な人材の確保等について、国に要請することを採択した。

③子育てに優しい社会の実現に向けた指定都市市長会提言

各都市における子育て支援の充実に向けた取組の更なる充実・加速化のため、保育サービスの受け皿整備と質の確保や保育所・認定こども園などの保育を担う人材の安定的な確保等について、国に提言することを採択した。

1. 第44回指定都市市長会議



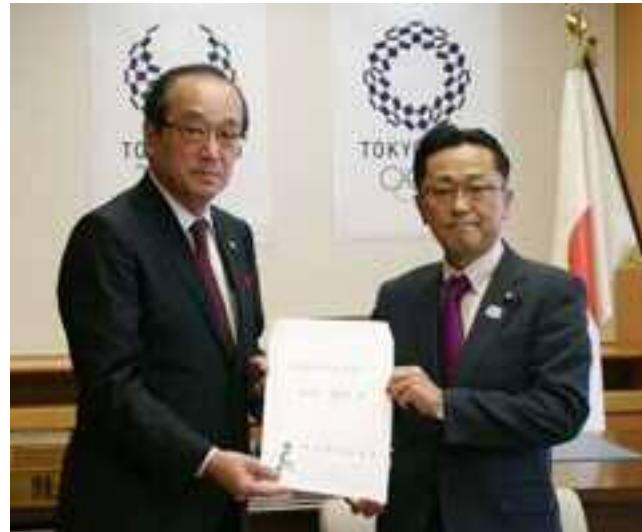
（3）採択した議案についての主要な要請活動

①「意欲のある全ての者への学習機会の確保」に関する指定都市市長会要請

日 時：平成30年1月23日（火）

要 請 先：文部科学副大臣 丹羽 秀樹

提 出 者：広島市長 松井 一實



②子育てに優しい社会の実現に向けた指定都市市長会提言

日 時：平成29年12月26日（火）

要 請 先：内閣府副大臣 松本 文明

提 出 者：札幌市長 秋元 克広



2. 指定都市サミット in 札幌

（1）開催概要

開催日：平成30年5月15日（火）

会 場：札幌パークホテル



（2）採択した議案の概要

①経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）に対する指定都市市長会提言

「経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）」に向けて、人づくり革命の推進、働き方改革の推進、地方一般財源総額の確保と臨時財政対策債の廃止等について提案を反映するよう要請することを採択した。

②災害救助法の一部を改正する法律案の早期成立を求める指定都市市長会アピール

大規模災害時に指定都市が自らの事務として、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助を行うことを可能とする本法律案の早期の成立を国へ求めるアピール文を採択した。

③下水道施設の改築への国費負担の継続に関する指定都市市長会提言

平成29年度の財政制度等審議会において、汚水事業に係る改築費用の国庫補助を引き下げる趣旨の議論がなされたことから、下水道施設の改築への国費負担を継続することについて、国に提言することを採択した。

④医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保に関する指定都市市長会提言

医療的ケア児への支援体制を実態に即したものかつ十分なものとするため、保育利用への財政支援の拡充や、保育施設で利用する訪問看護サービスを保険適用対象とすること等について、国に提言することを採択した。

2. 指定都市サミット in 札幌

（3）採択した議案についての主要な要請活動

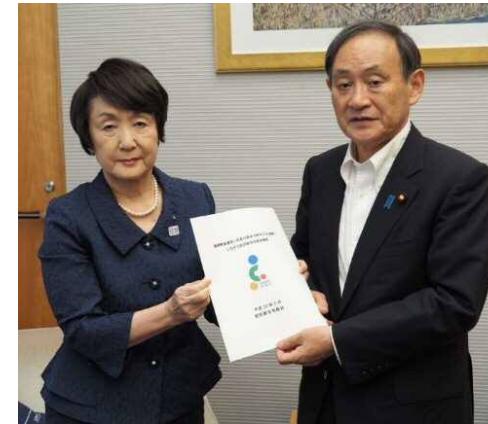
①経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）に対する

指定都市市会提言

日 時：平成30年5月31日（木）

要 請 先：内閣官房長官 菅 義偉

提 出 者：横浜市長 林 文子



②下水道施設の改築への国費負担の継続に関する

指定都市市長会提言

日 時：平成30年6月6日（水）

要 請 先：国土交通大臣 石井 啓一

提 出 者：京都市長 門川 大作



③医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保に

に関する指定都市市長会提言

日 時：平成30年6月6日（水）

要 請 先：厚生労働大臣 加藤 勝信

提 出 者：京都市長 門川 大作



3. 第45回指定都市市長会議

(1) 開催概要

開催日：平成30年7月23日（月）

会 場：都市センターホテル



(2) 採択した議案の概要

①平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請

被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、被災者の生活再建への支援や災害査定の早期実施・内水浸水対策等について、国に要請することを採択した。

②大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言

大規模災害に備えた安全確保の推進や災害からの早期の復旧・復興を図るため、ブロック塀等の安全対策や被災者の生活再建支援制度の見直し等について、国に提言することを採択した。

③性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請

誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重しあえる社会の実現のため、性的少数者に係る窓口の一元化や性的少数者への理解促進・取組強化について、国に要請することを採択した。

④「国際的なスポーツ大会の誘致」に関する指定都市市長会要請

各都市が地域活性化の観点から国際的なスポーツ大会を誘致するにあたり、国も積極的に関与し、開催が促進され、円滑な大会運営がなされるよう、中央競技団体等に対して、主体的に大会をより多く誘致するよう積極的に働きかけること等について、国に要請することを採択した。

3. 第45回指定都市市長会議

(2) 採択した議案の概要

⑤地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言

地域における外国人材の更なる活躍を推進していくため、中小・小規模事業者における外国人材の受入拡大や地域における生活環境整備等について、国に提言することを採択した。

⑥憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提言

憲法における地方自治規定のあり方の検討に際しては、基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提とした議論に留まることなく、特別自治市制度などそれぞれの地域の特性に応じた多様な地方自治制度を選択できることについて、国に提言することを採択した。

⑦路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた指定都市市長会提言

公共交通サービスの安定的確保のため、地域公共交通の特性を踏まえて、過度な競争の抑制や財源のあり方を検討することについて、国に提言することを採択した。

3. 第45回指定都市市長会議

(3) 採択した議案についての主要な要請活動

①平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請

大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言

日 時：平成30年7月23日（月）

要 請 先：内閣府副大臣 あかま 二郎

提 出 者：熊本市長 大西 一史



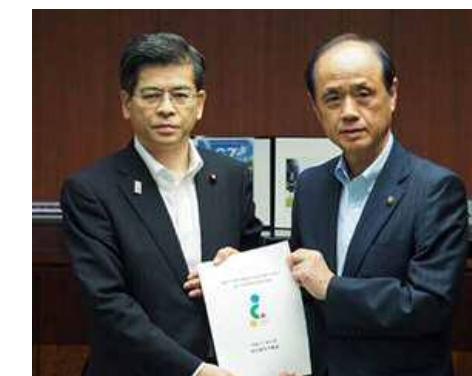
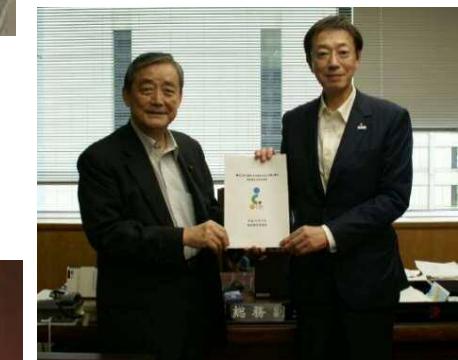
②地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の

推進に関する指定都市市長会提言

日 時：平成30年8月3日（金）

要 請 先：内閣官房長官 菅 義偉

提 出 者：横浜市長 林 文子



③憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提言

日 時：平成30年8月2日（木）

要 請 先：総務副大臣 奥野 信亮

提 出 者：神戸市長 久元 喜造

④路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた

指定都市市長会提言

日 時：平成30年8月2日（木）

要 請 先：国土交通大臣 石井 啓一

提 出 者：岡山市長 大森 雅夫

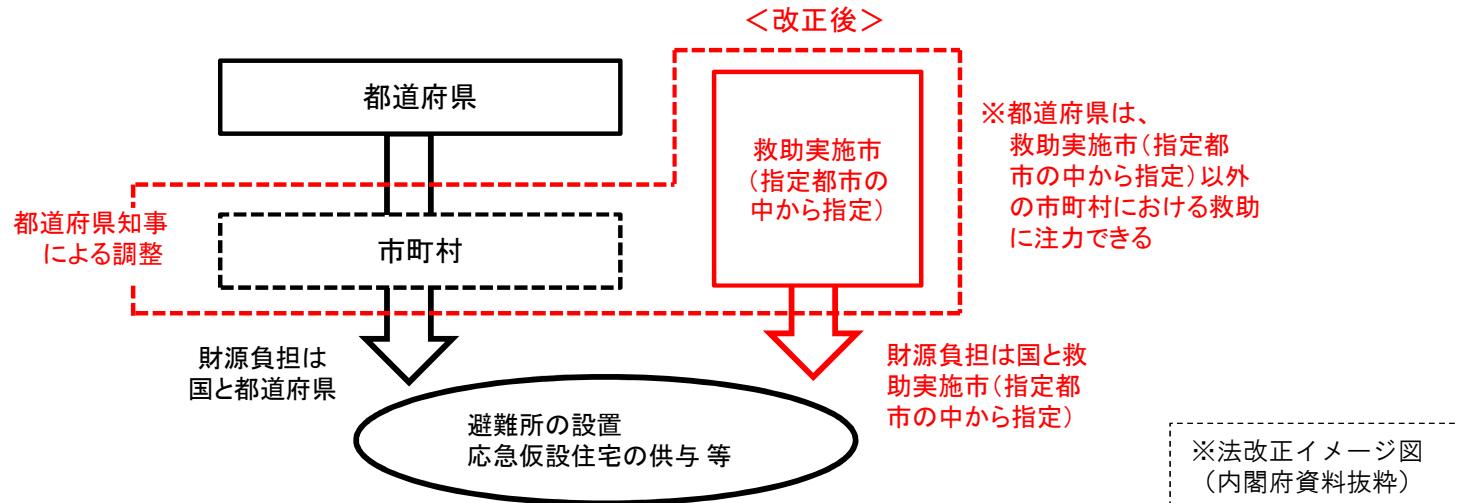
4. 最近の主なトピックス



災害対応法制の見直しについて

■ 災害救助法改正

大規模災害において、救助実施市に指定された指定都市が、自らの事務として被災者の救助を行うことを可能とする。



■ 取組経緯等

平成8年11月～

平成30年6月

平成30年8月～10月

平成31年4月～

指定都市市長会 災害救助権限移譲に係る要請

災害救助法改正案 成立

内閣府主催「救助実施市指定基準検討会議」(全3回)

※救助実施市の指定基準とともに、都道府県の広域調整による物資の円滑な調達・配分の仕組みや、関係業界との連携方策について協議

災害救助法改正施行

4. 最近の主なトピックス



指定都市市長会行動計画に基づく災害対応について

■ 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」とは

東日本大震災での経験を踏まえ、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、**指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むためのしくみ**。

■ 行動計画に基づく被災地支援

* 計画の適用

指定都市に限らず、国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、指定都市市長会会長が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認めるとき

* 被災地の支援

- ・中央連絡本部及び現地支援本部の設置による情報収集・連絡調整
- ・対口支援（カウンターパート）方式による応援職員の派遣

* 主な業務

- ・災害対策本部の運営支援
- ・避難所運営
- ・家屋被害認定調査
- ・罹災証明の受付・交付

■ これまでの活動状況

平成25年12月 行動計画策定

平成28年4月 平成28年熊本地震 ⇒ 行動計画（初）適用 ⇒ 約5ヶ月弱の間に延べ約 **23,700名** の応援職員を派遣

平成29年4月 行動計画改正（平成28年熊本地震における対応の検証結果を踏まえて）

平成30年7月 平成30年7月豪雨 ⇒ 行動計画適用 ⇒ 約2ヶ月の間に延べ約 **5,000名** の応援職員を派遣

※平成30年7月豪雨に対する職員派遣は、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」と連携した「行動計画」に基づいて行った。

※派遣人数について、市独自、個別の協定、関西広域連合等の広域的な枠組み、消防庁や厚生労働省等の他のスキームなどによる職員派遣（消防、医療、環境、水道等）は含まない。